別表三(一)の表中

法人税額及び地方法人税額の合計額
(((別表一「4」＋「5」＋「7」－「12」－「42」)－別表六(五の二)「5の③」)と0のいずれか多い金額)＋((地方法人税申告書別表一「4」＋「5」－「9」－「27」)と0のいずれか多い金額)－((別表六(五の二)「5の③」－(別表一「4」＋「5」＋「7」))と0のいずれか多い金額) （マイナスの場合は0）

を

法人税額及び地方法人税額の合計額
(((別表一「4」＋「5」＋「7」－「12」－「37」)－別表六(五の二)「5の③」)と0のいずれか多い金額)＋((地方法人税申告書別表一「4」＋「5」－「9」－「25」)と0のいずれか多い金額)－((別表六(五の二)「5の③」－(別表一「4」＋「5」＋「7」))と0のいずれか多い金額) （マイナスの場合は0）

に、

中小企業者等以外の法人
(別表一「2」＋「5」＋「7」－「12」－「41」)－(別表六(六)「9の②」＋「9の④」から「9の⑧」までの合計＋「9の⑯」から「9の⑱」までの合計＋「9の㉖」から「9の㉘」までの合計)
中小企業者等
(別表一「2」＋「5」＋「7」－「12」－「41」)－(別表六(六)「3」＋「9の②」から「9の⑧」までの合計＋「9の⑪」から「9の⑭」までの合計＋「9の⑯」から「9の㉘」までの合計)

を

中小企業
(別表一「2」－「36」)－(別の④」から「9の⑮」＋「9の⑯㉔」までの合計
中小
(別表一「2」－「36」)－(別」から「9の⑦から「9の⑬」から「9の㉔」ま

者等以外の法人
＋「5」＋「7」－「12」表六(六)「9の②」＋「9の⑦」までの合計＋「9の」＋「9の㉒」から「9の)
企業者等
＋「5」＋「7」－「12」表六(六)「3」＋「9の②」までの合計＋「9の⑩」までの合計＋「9の⑮」かでの合計)

に、

調整地方税額に係る控除額
(㉔＋(別表一「12」＋「41」)×10.4％－(別表六(二)付表六「7の計」)×10.4％)×20％ （マイナスの場合は0）

を

調整地方税額に係る控除額
(㉔＋(別表一「12」＋「36」)×10.4％－(別表六(二)付表六「7の計」)×10.4％)×20％ （マイナスの場合は0）

に改め、同表の記載要領第1号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。第5号において「令和2年改正法」という。）第3条の規定による改正前の法人税法第67条第1項（特定同族会社の特別税率）に規定する特定同族会社が同条の規定の適用を受ける場合」を削り、同第11号(2)中「別表十(六)「12」」を「別表十(六)「15」」に改め、同第11号を次のように改める。

3　「前期末配当等の額（通算法人間配当等の額を除く。）（前期の⑪）⑩」の欄は、法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第207号）附則第33条（留保金額から控除する金額等に関する経過措置）に規定する連結完全支配関係がある法人に係る配当等がある場合には、「通算法人間配当等」とあるのは、「通算法人間配当等又は連結法人間配当等」として記載すること。

別表三(一)の記載要領第五号を削り、同第四号(1)を次のように改める。

(1)　「法人税額及び地方法人税額の合計額(((別表一「4」＋「5」＋「7」－「12」－「37」)－別表六(五の二)「5の③」)と0のいずれか多い金額)＋((地方法人税申告書別表一「4」＋「5」－「9」－「25」)と0のいずれか多い金額)－((別表六(五の二)「5の③」－(別表一「4」＋「5」＋「7」))と0のいずれか多い金額)（マイナスの場合は0）」　⑫　の欄中「別表一「4」＋「5」＋「7」」とあるのは、「別表一「4」＋「5」＋「7」＋「10の外書」」として記載すること。

別表三(一)の記載要領第四号③及び㉒を次のように改める。

(3)　「中小企業者等以外の法人(別表一「2」＋「5」＋「7」－「12」－「36」)－(別表六(六)「9の②」＋「9の④」から「9の⑦」までの合計＋「9の⑮」＋「9の⑯」＋「9の㉒」から「9の㉔」までの合計)」　㉒　の欄の記載に当たつては、「別表一「5」」の金額から別表六(九)付表「37」及び「42」並びに別表六(十四)付表二「19」及び「24」の金額を控除して計算すること。

(4)　「中小企業者等(別表一「2」＋「5」＋「7」－「12」－「36」)－(別表六(六)「3」＋「9の②」から「9の⑦」までの合計＋「9の⑩」から「9の⑬」までの合計＋「9の⑮」から「9の㉔」までの合計)」　㉓　の欄の記載に当たつては、「別表一「5」」の金額から別表六(九)付表「37」及び「42」の金額を控除して計算すること。

別表三(一)の記載要領第四号を同第五号とし、同第三号の次に次の一号を加える。

4　「当期末配当等の額（通算法人間配当等の額を除く。）⑪」の欄は、法第67条第4項に規定する期末配当等により減少する同項に規定する利益積立金額に相当する金額を記載すること。

別表三(一)の記載要領第六号を削り、同第七号を同第六号とする。